

神勞発雇均 1203 第 1 号
令和 2 年 1 2 月 3 日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
会 長 吉 坂 義 正 殿

神 奈 川 労 働 局 長

2021年度に向けた政策・制度要求に対する回答について

本年9月7日に提出のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

重 点 政 策

1. 就職氷河期世代、高年齢者、女性労働者など、多様な人材の活躍を促進するため、安定就労につながる資格等の取得の支援、雇入れ企業に対する助成金等の拡充をはかること。

また新型コロナウイルス感染拡大により、労働環境への悪影響があることから、関係する労働関係法規の周知徹底と労働相談機関への支援など労働相談窓口の充実をはかること。

【就職氷河期世代政策、新型コロナ政策、補強】

【回答】

多様な人材の活躍を支援するため、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を実施しています。

特に、就職氷河期世代に対しては、

- ・ 本年3月に就職氷河期世代支援専門窓口を県内2か所（横浜わかものハローワーク・ハローワーク相模原 相模大野職業相談コーナー）に設置し、個々の課題に応じた支援
- ・ 安定就労に向けての資格取得支援として、短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援するために職業訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職等の安定雇用を支援する出口一体型の訓練「就職氷河世代向けの短期資格等習得コース事業」の実施
- ・ 雇入れ企業に対する支援として、従来の長期不安定雇用者を対象とした特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）を「就職氷河期世代安定雇用実現コース」として、年齢要件の見直し、支給対象に非正規雇用者を加える等の制度の拡充

等を行っています。

また、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に取り組むため、本年8月に、貴団体をはじめとする関係団体等を構成員とした「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、11月には「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、就職氷河期世代の方々のニーズに沿って、各界一体となった取組を推進していきます。

高齢者に対しては、県内ハローワーク 14 所全てに生涯現役支援窓口を設置して、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る個別相談による支援を行っています。

また、女性労働者に対しては、主に子育て中の女性等を対象として、県内 2 か所にマザーズハローワーク（横浜所・相模原所）、県内 7 か所のハローワーク内にマザーズコーナー（川崎所・横須賀所・藤沢所・厚木所・川崎北所・港北所・大和所）を設置して、両立支援に関する情報提供とともに就職支援を行っています。

このほか、中途採用の拡大を促進するため、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、転職・再就職者の受入れを行う企業を支援する「中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）」の周知を積極的に行っています。

一方、神奈川労働局（雇用環境・均等部指導課）、横浜南労働基準監督署及びハローワーク横浜に開設した「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）を中心に、労働者及び事業主からの労働問題（解雇、雇止め、休業、雇用の維持・確保等）の相談について懇切丁寧に対応しています。

これら「特別相談窓口」に寄せられた相談等から、過重労働による健康障害が懸念される事業場に対しては、健康確保対策の徹底等の必要な指導等を実施しています。

労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」においては、持続的な感染症対策が講じられた労働環境の構築に向けて、週休 3 日制、時差出勤、テレワークの導入を検討している事業場に対する適切な労務管理等について説明を実施しています。

県下 12 の労働基準監督署に設置している労働時間相談・支援班が、中小企業等を主な対象として、改正労働基準法の内容など労働時間に関する法制度のための説明会を開催し、この中でも、新型コロナウイルス感染拡大による労働環境への悪影響を踏まえた労働基準関係法令の周知を行っています。

なお、本年 5 月に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、労働者派遣契約の中途解除や不更新が行われ、予期せぬ休業や雇止めを余儀なくされた派遣労働者のための相談窓口を神奈川労働局職業安定部内に設置し、来庁又は電話による相談に対応しています。当該窓口については、神奈川労働局ホームページに掲載しているほか、各ハローワークにおいて周知・案内をしており、引き続き、派遣労働者からの相談に丁寧に対応してまいります。

2. 障がい者雇用の促進と差別禁止・合理的配慮により、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築を、企業・行政・就労支援機関が連携してすすめること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を推進すること。

【障がい者雇用政策、継続】

【回答】

障害者が安心して安定的に働き続けることができる就労環境を整備するため、企業・行政・就労支援機関が連携して、障害者雇用における先進的企業の見学会や、障害者職業センターほか地域就労支援機関担当者の同行による事業所指導等を実施するとともに、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座や、就労支援セミナー等により、障害特性についての正しい知識と理解、企業における差別禁止や合理的配慮の提供義務についての周知啓発を図り、不適切な事案を確認した際には、助言・指導を行っています。

また、障害者雇用が進まない中小企業に対しては、ハローワークが中心となって障害者職業センター、特別支援学校、医療機関、障害者就業・生活支援センター等の地域就労支援機関の担当者と連携して、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援をきめ細かく行う「企業向けチーム支援」等を実施するとともに、障害者トライアル雇用や特定求職者雇用開発助成金等の障害者雇用支援策の情報提供を行うことなどにより、障害者の雇用促進を推進しています。

3. 勤務環境の課題があるとされている、自動車運転業務従事者の労働環境改善に向け、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」の取り組みを関係機関・団体で連携して推進すること。

特に長時間労働の改善に向け、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間短縮に向け協力して取り組む環境を構築すること。

【自動車運転業務従事者を中心とした政策、継続】

【回答】

関東運輸局神奈川運輸支局、神奈川県トラック協会、神奈川労働局が事務局と

なり、関係労使団体、運送事業者、荷主企業が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」における取組として、令和2年1月から4月に、加工食品を取り扱う荷主（500社）と運送事業者（2260社）を対象として、長時間労働の実態及び取引環境の課題に係るアンケートを実施しています。このアンケートにより把握した課題について具体的な改善方策の実証事業（労働時間改善モデル事業）として取り組む候補事業場（荷主、運送事業者）を選定するための企業ヒアリング等を実施しています。

令和6年4月の時間外労働の上限規制の適用に混乱なく対応できるよう、各運送事業者の自主的な取組を促すため、労働基準監督署において、労働時間法制の内容、取組事例を紹介する内容の説明会を昨年度に続き、本年度の10月以降順次開催し、きめ細かい周知、支援に取り組んでいます。

また、台風等による異常気象時下での運送事業者における輸送の安全確保に関して、国土交通省が定めた目安（例：風速30メートル以上の暴風下では、走行中のトラックが横転するなど輸送することが適切でないこと）を傘下企業に周知するよう、荷主団体に対して協議会名で協力を依頼しました。

なお、厚生労働省の委託事業による荷主等を対象とした「荷役作業安全ガイドライン講習会」（令和3年1月27日開催）において、手待ち時間の短縮等長時間労働の改善について説明を行います。

4. 今後も増加が見込まれる外国人労働者の適正な労働環境等の確保をはかるため、外国人労働者の就業状況の把握、事業主に対する適切な指導・支援をすすめること。

また、地域における生活者として、外国人労働者に対する社会生活上の支援について、地方自治体と関係機関が連携をはかり取り組むこと。

【外国人労働者政策、継続】

【回答】

外国人労働者の適正な労働環境等の確保を図るため、県下のハローワークにおいて、事業所の外国人雇用状況の態様を把握するとともに、地域の実情を加味して、事業主に対して訪問等による外国人雇用状況届出制度の適切な運用及び雇用管理改善（外国人雇用管理指針）の周知・啓発指導を実施しています。

また、外国人求職者が多い地域のハローワーク（外国人雇用サービスコーナーを6か所設置：横浜所、川崎所、平塚所、藤沢所、厚木所、大和所）においては、通訳者を配置するとともに、求職者・事業主双方に対する各種の相談体制を構築しており、必要に応じて地方公共団体の運営する総合相談センター等との相互連携を図っています。

引き続き、外国人労働者が能力を発揮できる雇用環境の整備に向け、求人開拓、事業所訪問指導等の様々な機会を捉えて、事業主に対して外国人指針の意義・重要性の周知・啓発に努め、人材確保、職場定着、雇用継続等の局面で事業主の取組が適切に実施されるよう促すことで、外国人労働者の安定就労とより良い職場環境づくりを推進します。

さらに、技能実習生、特定技能による在留する外国人について、各種相談・情報から労働基準関係法令違反の疑いのある事案については、速やかに監督指導を実施し、法違反が認められた場合には、その是正を指導しています。また、外国人技能実習機構、出入国在留管理庁との間では、関係法令違反の疑いのある事案に関する通報制度による対応を確実にを行うことにより、外国人労働者の労働環境の改善に努めます。

5. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を徹底させること。

やむを得ず解雇を検討する場合でも、解雇回避努力や労働組合との協議等、「整理解雇の4要件」に照らして厳格に判断すべきことを事業者にも周知し、不適切な事案には速やかかつ厳正に対処すること。

【新型コロナ政策、新規】

【回答】

上記の特別相談窓口において、労働者及び事業主からの労働問題の相談について対応しているほか、各労働基準監督署内等に設置している総合労働相談コーナーにおいても、新型コロナウイルス感染症関連も含むあらゆる労働問題の相談について対応を行っており、相談対応に当たっては、相談内容に応じて労働関係法令の説明・案内を行い、その周知・啓発に努めています。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して勤務を休まざるを得ない労働者が安心して休暇を取得することができるよう、「新型コロナウイルス感染症による小学校

休業等対応助成金」や「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」により、労働者に有給休暇を取得させる事業主に対する支援を行っています。

さらに、大量整理解雇等に係る情報を収集し、大量整理解雇等が行われる可能性のある事業場に対して、雇用調整助成金等の支援策の周知、不適切な解雇・雇止めを防ぐための裁判例の紹介等の啓発指導を実施しています。

感染症の影響により生じた解雇、休業手当不払等に係る申告や、賃金不払が認められた倒産事案のうち未払賃金の立替払制度の対象となる事案について迅速な対応を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、労働者派遣契約の中途解除や不更新に伴う派遣労働者の解雇や雇止めを防ぐため、本年5月、8月及び11月に、神奈川県内の全ての派遣元事業主に対して、雇用調整助成金を活用して派遣労働者の雇用維持に努めるよう労働局長名による要請を行いました。雇用維持の要請については、今後も継続して行っています。

また、改正労働者派遣法についてのセミナー等を実施して広く周知啓発するとともに、不適切な事案を確認した際には、引き続き厳正に是正指導を行います。

6. 地域別最低賃金改定に伴い、中小企業支援策の拡充について、国に働きかけるとともに、改定内容の履行確保と監督にあたる要員の増強等、監督体制の抜本的強化をすすめること。

加えて、コロナ禍の審議会の運営にあたっては、最低賃金が果たすべきセーフティネット機能が損なわれないように、県内情勢に関する客観的なデータや、判断に必要な新たな指標などをもとにした審議がなされるよう環境整備をはかること。

【補強】

【回答】

監督に当たる要員につきまして、そのような要請があったことを厚生労働省本省に伝えるとともに、必要な職員の確保に向け、今後とも時機を捉えて本省に働きかけていきます。

神奈川地方最低賃金審議会の運営に当たっては、コロナ禍における現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている状況など、県内情勢に関する客観的データ等を基にした適切な審議がなされるよう、今後も引き続き、

円滑な審議会運営に努めてまいります。

支援策として、生産性向上のための設備投資を行い、事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、要した費用の一部を助成する「業務改善助成金」を支給しています。

本助成金については、県内自治体、業界団体、労働保険事務組合等に対して周知協力依頼を行っており、「神奈川働き方改革推進支援センター」において、相談対応や事業場訪問によるコンサルティングにより、中小企業・小規模事業者への支援を行っています。

以 上